

令和7年度太田市立綿打中学校部活動方針

(R 7. 4)

1 基本方針

○本校の学校教育目標である『心身ともに健康で、豊かな人間性を持つ生徒の育成』及び「たくましい精神力と体力のある生徒」を実現するための重要な教育活動として、生徒の自主的・自発的な参加による部活動を学校教育の一環として行う。

2 活動上の方針

○生徒の自主性や主体性を育むために、部や個人としての目標を明確にした上で、目標の達成に必要な活動を行う。ただし、勝利至上主義にならないよう注意する。

〔目標の例〕

- ・県大会出場
- ・市の大会でベスト8
- ・大会での勝利にはこだわらず、レクリエーションとして仲間と楽しく〇〇を楽しむ。

○練習については、生徒の心身の成長に最大限配慮しながら、合理的・効率的な活動内容・活動方法を追究する。

○安心・安全な活動環境を整える。

3 対象

○全生徒を対象として、希望入部制とする。

4 組織

○次の部を置く。

- ・軟式野球部（男女）・バスケットボール部（男）・サッカー部（男女）・吹奏楽部（男女）
- ・バレーボール部（女）・ソフトテニス部（男女）・バドミントン部（女）・駅伝部（特設）

※なお、サッカー部（男女）は令和8年度の総合体育大会をもって廃止とする。

（R7より新入部員の募集停止）

5 活動時間及び休養日の設定等

○部活動を行う際は、過度の練習によりスポーツ障害や外傷のリスクを高めたり、生徒がバーンアウトしたりすることのないよう生徒の心身の成長に最大限配慮するとともに、生徒の考えを尊重し、保護者との共通理解を図った上で、原則として以下のとおり活動時間や休養日を設定する。

- ・平日の活動時間について、通常は職員の勤務時間内（16:50 まで）に1時間程度の活動時間（準備や後片付け、休憩時間等は除く）を設定する。なお、生徒・保護者と顧問が十分に話し合い、1時間程度、延長をすることができる。）

【延長を行う場合の各月完全下校時刻】

4月・18:00	5月・18:00	6月・18:00	7月・18:00
9月・18:00	10月前半・17:30	10月後半・17:15	
11月・17:15	12月・17:00		
1月・17:15	2月・17:30	3月・18:00	

- ・休日の活動時間について、通常は3 時間以内（準備や後片付け、休憩時間等は除く）とする。なお、大会や練習試合等でやむを得ずそれ以上の活動となる場合には、生徒・保護者と顧問が十分に話し合った上で、生徒の健康管理に十分配慮し、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。
- ・朝練習については、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮した上で、生徒・保護者と顧問が十分に話し合い、保護者の同意を得た上で希望者により実施する。
- ・休養日については、平日（月曜日）1 日、土・日曜日（祝日による連休を含む）に1 日の休養日を設ける。また、土・日曜日両日とも大会がある場合や大会前に練習が必要な場合は、2 週間を目安に代替休養日を設ける。
- ・長期休業中の休養日については、長期休業の意義を考慮して、原則として土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・文化部においても、運動部同様適正な休養日を設定し、短時間で効果が得られるよう指導に努める。

○外で活動する部活動については、暑さ指数（WBGT）31 以上で中止する。

○中間・期末テストの3 日前から終了日前日までは、学習時間確保のため部活動を中止とする。

6 休日の部活動の地域移行についての方針

将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、「太田市における休日の部活動の地域移行実施計画」に基づき、休日の部活動の地域移行を推進する。なお、休日の部活動の地域移行を推進する際には、以下の点に留意する。

- 1 生徒が自発的に文化スポーツに親しみ、楽しさや喜びを感じられる活動の場を保障する。
- 2 教職員の働き方改革を推進する
- 3 本校における、生徒数減少に対応する
- 4 持続可能な部活動運営とする
- 5 文部科学省、スポーツ庁、文化庁及び群馬県の方針を踏まえる
- 6 中体連各専門部及び文化部の意見等を踏まえる
- 7 教職員、生徒及び保護者や学校評議員の意見等を踏まえる

7 その他

○中体連主催の大会以外の大会等の参加については、生徒・保護者と顧問が十分に話し合い、参加の意義や効果、生徒の疲労度等を十分考慮した上で、学校長の許可のもと行うことができる。

○その他の事項については、本校部活動規定等による。